

成 21 年調査からは調査方法の変更等<sup>(6)</sup>による回収率変動の影響を受けているため、施設・事業所数の実数は掲載されなくなりました。ただし、調査対象は異なりますが、施設・事業所数の実数は前掲の『介護給付費実態調査』で把握できます。

介護サービス事業所の開設（経営）主体別の構成割合を見ると、訪問介護、訪問入浴介護、通所介護、特定施設入居者生活介護、福祉用具貸与、特定福祉用具販売、夜間対応型訪問介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護は「営利法人」が最も多くなっています。介護予防支援事業所（地域包括支援センター）では「社会福祉法人」が 49.5%と最も多く、居宅介護支援事業所では「営利法人」が 40.6%と最も多くなっています（表 1）。一方、介護保険施設数の開設主体別の構成割合を見ると、介護老人福祉施設は「社会福祉法人（社会福祉協議会以外）」が 92.3%と最も多く、介護老人保健施設及び介護療養型医療施設では「医療法人」がそれぞれ 74.3%、81.9%と最も多くなっています（表 2）。

表 1 開設（経営）主体別事業所数及び構成割合

平成 23 年 10 月 1 日現在

	事業所数	構成割合 (%)														
		団体	地方公共	関係団体	社会保険	公的・	法	社会福祉	医療法人	財団法人	社団・	協同組合	営利法人	活動法人	非営利	特定
居宅サービス事業所	訪問介護	100.0	0.5	...	...	23.9	6.5	1.1	3.0	58.6	5.6	0.7				
	訪問入浴介護	100.0	0.5	...	...	42.8	1.6	0.8	0.8	52.5	0.8	0.1				
	訪問看護ステーション	100.0	3.4	3.1	8.5	39.4	13.3	3.5	26.8	1.6	0.4					
	通所介護	100.0	1.1	...	...	36.9	7.5	0.6	1.8	46.4	5.1	0.6				
	通所リハビリテーション	100.0	2.8	1.5	9.5	77.2	2.8	...	0.1	...	6.1					
	短期入所生活介護	100.0	3.0	...	...	84.5	3.3	0.0	0.4	8.3	0.4	0.1				
	短期入所療養介護	100.0	4.1	1.8	11.4	77.1	2.8	...	...	...	2.7					
	特定施設入居者生活介護	100.0	1.2	...	...	26.0	3.2	0.6	0.3	67.5	0.3	0.9				
	福祉用具貸与	100.0	0.1	...	...	2.8	1.4	0.4	2.4	91.6	0.7	0.6				
	特定福祉用具販売	100.0	0.1	...	...	1.5	1.0	0.3	2.1	93.8	0.6	0.5				
地域密着型サービス事業所	夜間対応型訪問介護	100.0	1.0	...	...	22.3	16.5	2.9	1.0	53.4	2.9	...				
	認知症対応型通所介護	100.0	0.6	...	...	49.4	12.8	1.0	1.6	27.9	6.6	0.2				
	小規模多機能型居宅介護	100.0	0.1	...	...	32.7	14.3	0.6	1.5	44.0	6.5	0.3				
	認知症対応型共同生活介護	100.0	0.1	...	...	23.7	18.0	0.4	0.4	52.3	4.8	0.2				
	地域密着型特定施設入居者生活介護	100.0	...	...	...	30.3	9.9	1.3	0.7	54.6	2.6	0.7				
	地域密着型介護老人福祉施設	100.0	8.4	...	...	91.6	...	...	...	...	...	...				
居宅介護支援事業所	100.0	1.3	...	...	29.4	18.6	2.9	2.8	40.6	3.5	0.8					
介護予防支援事業所(地域包括支援センター)	100.0	29.4	...	...	49.5	11.9	4.0	1.1	3.3	0.7	0.1					

(注) 「・」：統計項目のありえない場合、「…」：計数不明または計数を表章することが不適当な場合、「-」：計数のない場合。

資料：厚生労働省『平成 23 年 介護サービス施設・事業所調査』を修正。

表 2 開設（経営）主体別施設数及び構成割合

平成 23 年 10 月 1 日現在

	施設数	構成割合 (%)											
		都道府県	市区町村	事務組合	広域連合・一部	関係団体	日本赤十字社	社会保険協議会	社会福祉法人	医療法人	財団法人	社団・	その他の法人
介護老人福祉施設	100.0	0.6	4.9	1.8	0.1	0.1	92.3	...	...	...	...	...	...
介護老人保健施設	100.0	0.1	3.9	0.5	2.0	...	15.6	74.3	2.7	0.9	0.1	...	...
介護療養型医療施設	100.0	...	4.3	0.5	1.1	...	1.1	81.9	2.7	0.5	7.9	...	...

(注) 「・」：統計項目のありえない場合、「…」：計数不明または計数を表章することが不適当な場合、「-」：計数のない場合。

資料：厚生労働省『平成 23 年 介護サービス施設・事業所調査』を修正。

## 2.4. その他

### 2.4.1. 『介護事業経営概況調査』

この調査は、介護サービス事業所の収支等の実態を明らかにし、介護報酬見直しのための基礎資料を得ることを目的として、厚生労働省が介護保険施設と事業所の一部を対象に3年周期（調査年の7月1日）に行っているものです。介護保険制度が施行されて以降、これまで平成16年、平成19年、平成22年、平成25年の4回行われました。

調査の結果は厚生労働省のホームページ『介護事業経営概況調査』<sup>(7)</sup>で閲覧できますが、ここで介護保険施設・介護サービス事業所の収支等の経営実態の把握ができます。すなわち、介護事業収益、介護事業費用、介護事業外収益、介護事業外費用、特別損失などの収支状況だけでなく、平均定員、延べ利用者数、職員数、看護・介護職員数、利用者1人・1回・1日当たり収入、利用者1人・1回・1日当たり支出、訪問1回当たり収入、訪問1回当たり支出などを知ることができます。

平成25年7月（平成24年度決算額を調査）に行われた平成25年調査（調査客体数：1万5,679施設・事業所、有効回答数：6,540施設・事業所、有効回答率：41.7%）によると、各サービスの収支差率は居宅介護支援を除いたすべてのサービスで黒字です（表3）。収支差率は平成22年度調査と比べ、訪問介護など4つのサービスで上昇、介護老人福祉施設など11のサービスで低下しています。総収入に占める給与費の割合は、平成22年調査と比べ、介護老人福祉施設など12のサービスで上昇、訪問入浴介護など3つのサービスで低下しています<sup>(8)</sup>。

表3 主な介護サービスの1施設・事業所の1か月当たりの収支状況

区 分	平成23年介護事業経営実態調査 (調査数：か所、収支：千円)				平成25年介護事業経営概況調査 (調査数：か所、収支：千円)			
	調査数	収入	支出	差引	調査数	収入	支出	差引
介護老人福祉施設	655	26,573	24,108	2,465	938	25,262	23,358	1,904
介護老人保健施設	334	34,660	31,214	3,446	720	33,900	31,613	2,287
介護療養型医療施設	180	26,484	23,928	2,556	78	34,199	31,313	2,886
認知症対応型共同生活介護	340	5,377	4,925	452	521	5,495	5,052	443
訪問介護	1,502	2,881	2,735	146	584	2,603	2,508	95
夜間対応型訪問介護	26	2,330	2,222	108	—	—	—	—
訪問入浴介護	352	2,750	2,565	185	231	2,000	1,964	37
訪問看護	364	3,080	3,009	71	124	2,171	2,134	38
訪問リハビリテーション	242	1,287	1,247	40	39	755	724	31
通所介護	1,822	4,492	3,973	519	837	4,126	3,771	355
認知症対応型通所介護	412	2,433	2,289	144	174	2,317	2,148	169
通所リハビリテーション	340	5,872	5,637	235	281	7,134	6,826	308
短期入所生活介護	259	5,393	5,091	302	145	4,895	4,708	187
短期入所療養介護	226	1,801	1,761	40	—	—	—	—
居宅介護支援	493	958	983	△25	1,251	1,004	1,035	△31
福祉用具貸与	667	3,392	3,187	205	86	4,699	4,245	454
小規模多機能型居宅介護	482	4,363	4,104	259	214	4,425	4,158	267
特定施設入居者生活介護	243	17,155	16,560	595	96	21,563	19,329	2,234

(注) 居宅介護サービスは介護予防を含む。「—」：調査未実施。

資料：厚生労働省『平成23年 介護事業経営実態調査』及び『平成25年 介護事業経営概況調査』より作成。

#### 2.4.2. 『介護事業経営実態調査』

この調査は、前述の『介護事業経営概況調査』と同様の目的で行われていますが、概況調査に比べて調査対象の介護保険施設と事業所数が全体的に多くなっています（サービスによっては少ない場合もある）<sup>(9)</sup>。この調査も3年周期（調査年の4月）に行われていますが、これまで平成17年、平成20年、平成23年の3回行われました。

調査の結果は厚生労働省のホームページ『介護事業経営実態調査』<sup>(10)</sup>で閲覧できますが、『介護事業経営概況調査』と同様、介護保険施設・介護サービス事業所の収支等の経営実態の把握ができます。平成23年4月に行われた平成23年調査（調査客体数：約3万施設・事業所、有効回答数：約1万施設・事業所、有効回答率：36.1%。ただし、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県の施設・事業所は対象外）によると、各サービスの収支差率は居宅介護支援を除いたすべてのサービスで概ね黒字です（表3）。平成20年調査と比べ、各介護サービス別の収支はおおむね改善、各介護サービス別の総収入に占める給与費の割合はおおむね減少しています。

#### 2.4.3. 『介護従事者処遇状況等調査』

この調査は、平成21年度の介護報酬改定及び介護職員処遇改善交付金が、介護従事者の処遇改善に反映されているかの検証を行うための基礎資料を得ることを目的として、厚生労働省が介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、訪問介護事業所、通所介護事業所、認知症対応型共同生活介護事業所、居宅介護支援事業所の一部及び調査日に当該施設・事業所に在籍した介護従事者の一部を対象に行っているものです<sup>(11)</sup>。調査事項は施設・事業所の給与等の引き上げ状況、介護職員処遇改善交付金の申請状況・活用状況、収支の状況、加算の算定状況、介護職員数及び採用・離職の状況、従事者の勤続年数、勤務形態、実労働時間、基本給（年俸・月給、日給、時給）、手当金額、一時金などです。

調査の結果は厚生労働省のホームページ『介護従事者処遇状況等調査』<sup>(12)</sup>で閲覧できます。この調査は平成21年、平成22年、平成24年と、これまで3回行われています。平成24年10月に行われた平成24年調査（調査客体数：8,878施設・事業所、有効回答数：7,372施設・事業所、有効回答率：83.0%）によると、平成24年4月1日から9月30日の間に「給与等を引き上げた」施設・事業所は63.1%、「定期昇給を実施（予定）した」施設・事業所は75.1%となっています。また、平成24年に介護職員処遇改善加算の届出をした事業所における介護職員（月給の者）の平均給与額は27万5,700円ですが、平成23年に比べて、常勤の者で5,880円増えています。介護職員（時給の者）の平均給与額は常勤の者で940円、非常勤の者で1,080円ですが、平成23年に比べると常勤の者で20円増加、非常勤の者で10円増加しています<sup>(13)</sup>。

#### 2.4.4. 『介護労働実態調査』

この調査は、介護事業所で働く介護労働者の労働時間、賃金等の労働条件及び人材の確保状況、教育・研修の実施状況について詳細なアンケート調査を実施したもので、その実態を明らかにすることによって、今後、介護労働者の雇用の安定と福祉の増進を進めるにあたって必要な基礎資料とすることを目的として、厚生労働省所管の公益財団法人「介護労働安定センター」が平成14年から毎年実施しています。調査の結果は介護労働安定センターのホームページ『介護労働実態調査結果』<sup>(14)</sup>で閲覧できます。

平成23年10月に行われた「平成24年度介護労働実態調査結果について」（調査客体数：1万7,247

施設・事業所、有効回答数：7,511 施設・事業所、有効回答率：43.5%)によると、1年間（平成23年10月1日から平成24年9月30日）の離職率は17.0%ですが、全産業平均の離職率が14.8%にとどまっていることからすると、介護労働者の離職率は相対的に高く、介護人材の確保が依然大きな課題となっていると言えます。この離職率の高さは労働条件等の悪さに起因していると言われていますが、施設長を除く職員の平均賃金（月給）は21万1,900円に過ぎません。そのため、慢性的な人手不足に陥っており、介護職員の過不足を感じている施設・事業所は「大いに不足」「不足」「やや不足」を合わせて57.4%にのぼっています。介護職員が感じている労働条件等の不満は、「仕事内容のわりに賃金が低い」43.3%、「人手が足りない」42.4%、「有給休暇が取りにくい」35.6%、「身体的負担が大きい（腰痛や体力に不安がある）」30.0%となっています。

#### 2.4.5. その他の関連調査

介護保険事業に関する統計調査は他にも各種あります。施設・事業所における労働環境等に関する問題を明らかにし、雇用管理改善のための基礎資料を得ることを目的とした『特定施設入居者生活介護実態調査』と『小規模多機能型居宅介護実態調査』、介護職の賃金に関する制度と運用の実態を把握し、今後の賃金に関する制度設計・運用のあり方を考察することを目的とした『介護事業所における賃金制度等実態調査』、施設・事業所の雇用管理、労働者の意識、定着状況等を明らかにすることを目的とした『介護事業経営状況と雇用管理等の状況に関する調査』、訪問介護事業所における経営状況、ヘルパーの雇用管理、サービス提供者責任者の確保及び研修・育成、サービス提供責任者の就業意識実態を把握し、雇用管理等に関する問題を的確に捉えることを目的とした『サービス提供責任者実態調査結果』、介護施設における雇用管理、管理職の確保及び研修・育成、介護労働者に対するメンタルケア、介護労働者の方々の就業意識実態を把握し、雇用管理等に関する問題を的確に捉えることを目的とした『介護施設雇用管理実態調査』、特別養護老人ホームに勤務する介護労働者が仕事上で感じるストレスの実態を把握し、事業者の雇用管理体制との関係、解決方法等について明らかにし、今後の介護労働の職場環境整備の基礎資料を得ることを目的とした『介護労働者のストレスに関する調査』などがあります。これらの調査結果の詳細は、前掲の介護労働安定センターのホームページで閲覧できます。

### 3. 東日本大震災が介護保険事業統計に及ぼした影響

ここでは、『介護保険事業状況報告』、『介護給付費実態調査』、『介護サービス施設・事業所調査』の3つの統計調査に焦点を絞って、東日本大震災が介護保険事業にどのような影響を及ぼしたのかについて検討します。そこではじめに、被災3県（岩手県、宮城県、福島県）における現地ヒアリング調査<sup>(15)</sup>に基づいて6つの作業仮説を立てました。作業仮説とその仮説を検証するために用いた調査は表4のとおりです。

表 4 作業仮説及び調査名

作業仮説（注）	調査名及び調査年度
1. 交通アクセスの支障や遮断等によって要介護認定調査の申請が減少し、介護保険の被保険者数が減少した。	・介護保険事業状況報告年報（平成 19 年 4 月～平成 24 年 4 月） ・介護保険事業状況報告月報（暫定）（平成 23 年 1 月～12 月）
2. 交通アクセスの支障や遮断等によって市町村の要介護認定調査が滞り、要介護・要支援認定者数が減少した。	・介護保険事業状況報告年報（平成 19 年 4 月～平成 24 年 4 月） ・介護保険事業状況報告月報（暫定）（平成 23 年 1 月～12 月）
3 - ① 交通アクセスの支障や遮断、介護事業者のサービス提供体制の不備等により、介護サービス受給者数が減少した。 3 - ② 交通アクセスの支障や遮断等の影響を受けやすい居宅サービス受給者が施設サービス受給者に比べて相対的に多く減少した。 3 - ③ 避難が遅れて死亡した可能性が高い重度要介護者（要介護 3～5）の介護サービス利用が軽度要介護者（要支援 1～要介護 2）に比べて相対的に多く減少した。	・介護保険事業状況報告年報（平成 19 年 4 月～平成 24 年 4 月） ・介護保険事業状況報告月報（暫定）（平成 23 年 1 月～12 月）
4. 交通アクセスの支障や遮断、介護事業者のサービス提供体制の不備等により、受給者 1 人当たりの介護サービス利用量、つまり受給者 1 人当たりの介護サービス利用額が減少した。	・介護給付費実態調査年報（平成 19 年 5 月～平成 24 年 5 月） ・介護給付費実態調査月報（平成 23 年 1 月～12 月）
5. 介護サービス受給者数及び 1 人当たりの介護サービス利用量の減少により、介護給付費が減少した。	・介護保険事業状況報告年報（平成 19 年 5 月～平成 24 年 5 月） ・介護保険事業状況報告月報（暫定）（平成 23 年 1 月～12 月）
6. 介護サービス事業所及び介護施設の全半壊、介護サービス受給者の減少により、介護報酬の請求事業所が減少した。	・介護サービス施設・事業所調査（平成 19 年 9 月～平成 23 年 9 月）

（注）被災 3 県（岩手県・宮城県・福島県）における作業仮説。

東日本大震災が介護保険事業に及ぼした影響を複眼的・多面的に明らかにするため、作業仮説ごとに調査項目を細分化して地域比較、時系列比較を行うことにしました。そこで、それぞれの項目について都道府県別、保険者別（市町村別）、年次別、月次別に集計して被災 3 県における介護サービスの需給状況を明らかにしました。また、介護サービスの需給状況はサービス別、要介護度別に異なるという作業仮説を検証するため、サービス別（居宅〔介護予防〕サービス、地域密着型〔介護予防〕サービス、施設サービス）、要介護度別（要支援 1・2、要介護 1～5）の需給状況についても集計して分析を行いました。

なお、紙幅の都合があるので、すべての作業仮説についての分析結果の掲載は割愛し、以下では東日本大震災の影響の度合いが相対的に大きかったと考えられる項目についてのみ取り上げたいと思います。すなわち、取り上げる項目は介護サービス受給者数（仮説 3）、受給者 1 人当たりの費用額（仮説 4）、介護給付費（仮説 5）、請求事業所数（仮説 6）の一部の項目です。

### 3. 1. 被災 3 県における介護保険事業統計のゆがみ

被災 3 県の 16 保険者において介護保険事業統計のゆがみが確認されました。介護保険事業統計の一部が欠落しているのは、岩手県の 2 保険者（陸前高田市、大槌町）、宮城県の 2 保険者（山元町、女川町）、福島県の 12 保険者（田村市、桑折町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町、飯館村）です。統計のゆがみが生じている期間は、被災直前の平成 23 年 2 月から平成 24 年 5 月までの期間です。その期間は、介護保険事業統計の種別と保険者によって異なりますが、最短で 1 か月、最長で 16 か月となっています（表 5）。このうち、最短は福島県桑折町、最長は福島原子力発電所から最も近い福島県富岡町です。

原状回復までの期間も介護保険事業統計の種別と保険者によって異なります。津波の被害が大きかった岩手県と宮城県の 4 保険者（陸前高田市、大槌町、山元町、女川町）の介護保険事業統計は平成 23 年

10月までに原状回復しています。しかし、原子力発電所の事故による放射線漏れの被害に見舞われた福島県の保険者は他の被災地域より回復が遅く、富岡町に至っては原状回復までに16か月もかかっています。なお、被災3県における一部の保険者では震災前の平成23年2月の統計が欠落していますが、これは震災とは別の要因によるものであると考えられます。

表5 被災3県における介護保険事業統計の欠落状況

統計	都道府県	市町村 (保険者)	統計欠落の期間(網掛けの月)															
			平成23年										平成24年					
			2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5
第1号被保険者	岩手県	陸前高田市																
		大槌町																
	宮城県	山元町																
		女川町																
	福島県	田村市																
		桑折町																
		広野町																
		檜葉町																
		富岡町																
		川内村																
		大熊町																
		双葉町																
		浪江町																
葛尾村																		
飯館村																		
要介護・要支援認定者	岩手県	陸前高田市																
		大槌町																
	宮城県	山元町																
		女川町																
	福島県	田村市																
		桑折町																
		広野町																
		檜葉町																
		富岡町																
		川内村																
		大熊町																
		双葉町																
		浪江町																
葛尾村																		
飯館村																		
介護サービス受給者	岩手県	陸前高田市																
		大槌町																
	宮城県	山元町																
		女川町																
	福島県	田村市																
		桑折町																
		広野町																
		檜葉町																
		富岡町																
		川内村																
		大熊町																
		双葉町																
		浪江町																
葛尾村																		
飯館村																		
介護給付費	岩手県	陸前高田市																
		大槌町																
	宮城県	山元町																
		女川町																
	福島県	田村市																
		桑折町																
		広野町																
		檜葉町																
		富岡町																
		川内村																

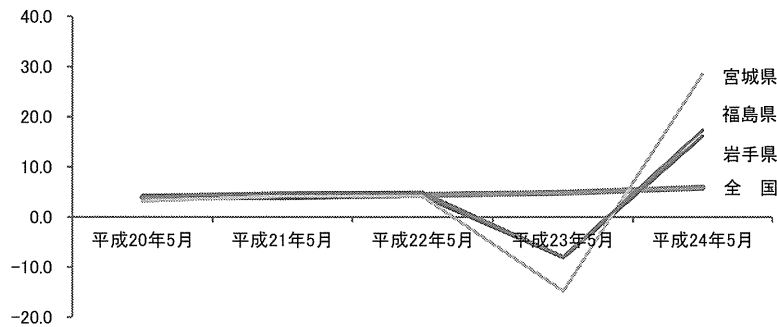
	浪江町																		
	葛尾村																		
	新地町																		
	飯館村																		

(注) 1. 受給者 1 人当たりの介護サービス費用額と請求事業所数は市町村（保険者）別の統計が公表されていないため確認できない。  
 2. 介護サービス受給者は居宅（介護予防）サービス受給者数。  
 資料：厚生労働省『介護保険事業状況報告（月報）』及び『介護給付費実態調査（月報）』より作成。

### 3. 2. 被災 3 県における介護サービスの需給状況

#### 3. 2. 1. 介護サービス受給者数

交通アクセスの支障や遮断、介護事業者のサービス提供体制の不備等により、被災 3 県において平成 23 年 3 月の介護サービス受給者数が減少したことが明らかになりました（図 3 及び表 6）。年次推移分析に用いたデータは、現物給付（3 月サービス分）と償還給付（4 月支出決定分）の合算である毎年 5 月審査分です。



資料：厚生労働省『平成 20 年度 介護保険事業状況報告（月報）』～『平成 24 年度 介護保険事業状況報告（月報）』より作成。

図 3 被災 3 県の受給者数の対前年同月比 (%)

表 6 被災 3 県における受給者数の対前年同月比 (%)

	平成 20 年 5 月	平成 21 年 5 月	平成 22 年 5 月	平成 23 年 5 月	平成 24 年 5 月
全国平均	4.0	3.9	4.4	4.8	5.8
岩手県	4.3	3.8	4.1	Δ8.1	16.2
宮城県	3.2	4.2	4.1	Δ14.8	28.5
福島県	4.3	4.8	4.9	Δ7.9	17.3

資料：厚生労働省『平成 20 年度 介護保険事業状況報告（月報）』～『平成 24 年度 介護保険事業状況報告（月報）』より作成。

被災 3 県における介護サービス受給者数の年次推移を見ると、東日本大震災が起きた平成 23 年 3 月の介護サービス受給者数が減少したことがより明確にわかります。岩手県の場合、津波の被害が大きかった沿岸部の宮古市、大船渡市、釜石市、山田町などの受給者数の減少率が県内の他の市町村に比べて相対的に高くなっています（図 4 及び表 7）。陸前高田市と大槌町の場合、統計の欠落によって増減率を把握することはできませんが、諸状況から類推すると受給者数がかなり減っていると考えられます。

表7 岩手県の主な被災市町村における受給者数の対前年同月比(%)

	平成20年 5月	平成21年 5月	平成22年 5月	平成23年 5月	平成24年 5月
岩手県平均	4.3	3.8	4.1	Δ8.1	16.2
宮古市	5.3	2.3	16.8	Δ29.6	52.6
大船渡市	1.4	1.0	7.1	Δ72.4	244.2
陸前高田市	4.8	6.4	3.3	—	—
釜石市	Δ0.9	2.0	2.1	Δ36.0	56.1
大槌町	1.9	2.9	2.6	—	—
山田町	2.7	9.0	Δ1.9	Δ94.0	1377.3

資料：厚生労働省『平成20年度 介護保険事業状況報告（月報）』～  
『平成24年度 介護保険事業状況報告（月報）』より作成。

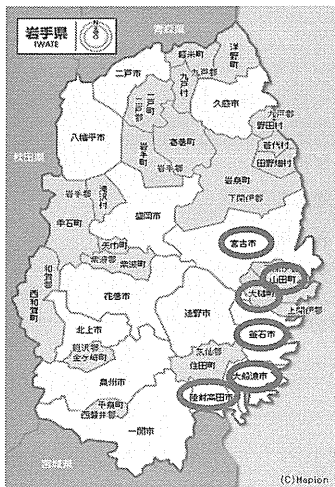


図4 岩手県の被災市町村

図5 宮城県の被災市町村



図6 福島県の被災市町村

資料：マピオン「都道府県地図」より作成。

同じ状況が宮城県でも確認できます。津波の被害が大きかった沿岸部の石巻市、気仙沼市、名取市、多賀城市、岩沼市、山元町、南三陸町などの受給者数の減少率が県内の他の市町村に比べて相対的に高くなっています（図5及び表8）。



表 8 宮城県の主な被災市町村における受給者数の対前年同月比 (%)

	平成 20 年 5 月	平成 21 年 5 月	平成 22 年 5 月	平成 23 年 5 月	平成 24 年 5 月
宮城県平均	3.2	4.2	4.1	△14.8	28.5
石巻市	5.6	3.9	5.4	△66.1	197.3
気仙沼市	6.2	6.6	27.8	△59.6	156.4
名取市	2.5	0.8	2.3	△34.5	59.0
多賀城市	7.7	3.1	5.4	△21.8	50.2
岩沼市	4.7	6.1	5.2	△36.5	74.6
山元町	1.0	8.3	4.6	△46.3	74.7
女川町	3.6	4.3	6.5	—	—
南三陸町	3.4	2.3	2.4	△77.4	304.9

資料：厚生労働省『平成 20 年度 介護保険事業状況報告（月報）』～  
『平成 24 年度 介護保険事業状況報告（月報）』より作成。

同様に、福島県においても東日本大震災の影響が如実に現れています。相馬市、南相馬市、浪江町、葛尾村、飯館村など、津波の被害が大きかった沿岸部と放射線漏れの問題で全村避難を余儀なくされた市町村を中心に受給者数が大幅に減少しています。統計の欠落によって増減率を把握することができない田村市、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町などでも減少していると推察されます（図 6 及び表 9）。

表 9 福島県の主な被災市町村における受給者数の対前年同月比 (%)

	平成 20 年 5 月	平成 21 年 5 月	平成 22 年 5 月	平成 23 年 5 月	平成 24 年 5 月
福島県平均	4.3	4.8	4.9	△7.9	17.3
相馬市	3.2	0.2	7.0	△25.3	41.9
田村市	3.4	2.8	3.5	—	—
南相馬市	1.1	4.3	5.2	△91.1	1,095.8
広野町	0.8	△29.1	47.4	—	—
楡葉町	9.5	△3.3	23.9	—	—
富岡町	13.1	3.7	6.3	—	—
川内村	△3.5	△5.0	△7.6	—	—
大熊町	6.9	△1.9	9.7	—	—
双葉町	11.5	12.4	△0.4	—	—
浪江町	8.3	5.0	11.5	△89.2	1,016.0
葛尾村	△18.6	8.8	11.3	△88.4	1,025.0
飯館村	15.4	△5.1	△0.4	△7.6	22.4

資料：厚生労働省『平成 20 年度 介護保険事業状況報告（月報）』～  
『平成 24 年度 介護保険事業状況報告（月報）』より作成。

### 3.2.2. サービス別・要介護度別に見た介護サービス受給者数

今回の調査分析に際し、「仮説 3 - ②交通アクセスの支障や遮断等の影響を受けやすい居宅サービス受給者が施設サービス受給者に比べて相対的に多く減少した」、「仮説 3 - ③避難が遅れて死亡した可能性が高い重度要介護者（要介護 3～5）の介護サービス利用が軽度要介護者（要支援 1～要介護 2）に比べて相対的に多く減少した」という仮説を立てました。分析の結果、仮説 3 - ②は概ね支持されましたが、仮説 3 - ③は被災 3 県において状況が異なるという結果が得られているため、必ずしも仮説が支持されたとは言えません。

平成 23 年 5 月の居宅サービス受給者について見ると、居宅（介護予防）サービスは岩手県では要介護 3（16.3%減）、宮城県と福島県では要支援 2（それぞれ 30.9%減、20.8%減）が最も多く減少しており（表

10)、地域密着型（介護予防）サービスは岩手県では要支援 2（17.1%減）、宮城県と福島県では要支援 1（それぞれ 33.3%減、3.1%減）が最も多く減少しています（表 11）。一方の施設サービス受給者について見ると、被災 3 県とも要介護 3（岩手県 12.1%減、宮城県 11.1%減、福島県 13.1%減）が最も多く減少しています（表 12）。この結果からして、居宅（介護予防）サービス受給者が施設サービス受給者に比べて相対的に多く減少したと言えるでしょう。

平成 23 年 5 月の居宅（介護予防）サービス受給者の増減の状況を要介護度別に見ると、岩手県では重度要介護者が 11.4%減（要介護 3～5 の平均）、軽度要介護者が 8.3%減（要支援 1～要介護 2 の平均）となっています。宮城県では重度要介護者が 16.2%減、軽度要介護者が 20.4%減、福島県ではそれぞれ 9.3%減、7.3%減となっています（表 10）。地域密着型（介護予防）サービス受給者について見ると、岩手県では重度要介護者が 9.5%増（要介護 3～5 の平均）、軽度要介護者が 2.4%増（要支援 1～要介護 2 の平均）、宮城県ではそれぞれ 0.8%減、11.9%減、福島県ではそれぞれ 5.5%増、6.6%増となっています（表 11）。一方、要介護度 1 以上の者しか利用できない施設サービス受給者について見ると、岩手県では重度要介護者が 7.5%減（要介護 3～5 の平均）、軽度要介護者が 2.5%減（要介護 1～2 の平均）、宮城県ではそれぞれ 8.6%減、5.6%増、福島県ではそれぞれ 10.8%減、2.2%増となっています（表 12）。

表 10 被災 3 県における要介護度別の居宅（介護予防）サービス受給者数の対前年同月比（%）

		平成 20 年 5 月	平成 21 年 5 月	平成 22 年 5 月	平成 23 年 5 月	平成 24 年 5 月
全 国	要支援 1	6.3	4.1	4.2	8.2	4.4
	要支援 2	26.6	7.2	1.6	2.7	7.4
	要介護 1	Δ13.5	2.8	9.3	6.8	7.4
	要介護 2	8.4	3.6	5.4	6.6	7.1
	要介護 3	11.1	5.2	Δ0.7	Δ1.3	4.7
	要介護 4	7.5	3.6	9.6	3.5	5.8
	要介護 5	1.8	2.9	16.4	11.0	6.2
	合 計	3.8	4.2	5.5	5.1	6.3
岩手県	要支援 1	Δ2.5	0.7	18.3	Δ2.8	20.1
	要支援 2	13.0	4.7	Δ3.1	Δ16.1	22.9
	要介護 1	Δ10.5	2.7	7.2	Δ5.0	15.4
	要介護 2	11.9	5.3	2.3	Δ9.3	19.7
	要介護 3	14.6	4.8	Δ3.9	Δ16.3	16.1
	要介護 4	8.4	7.9	6.5	Δ13.6	19.9
	要介護 5	Δ1.2	6.4	8.7	Δ4.2	16.8
	合 計	4.2	4.5	3.8	Δ9.7	18.4
宮城県	要支援 1	Δ0.2	7.1	9.7	Δ25.5	57.6
	要支援 2	15.0	5.1	0.9	Δ30.9	60.1
	要介護 1	Δ6.2	8.1	7.9	Δ12.7	29.7
	要介護 2	2.2	2.0	3.0	Δ12.6	27.1
	要介護 3	7.3	9.3	Δ4.2	Δ17.1	25.6
	要介護 4	11.9	Δ2.3	11.3	Δ17.2	27.8
	要介護 5	Δ0.9	Δ1.9	10.4	Δ14.4	19.3
	合 計	2.7	4.5	4.9	Δ18.0	34.2
福島県	要支援 1	2.9	8.6	13.2	Δ1.5	14.1
	要支援 2	13.7	5.6	Δ3.8	Δ20.8	30.9
	要介護 1	Δ9.4	7.7	16.1	0.2	17.1
	要介護 2	3.1	2.4	2.1	Δ7.0	20.6
	要介護 3	8.6	3.9	Δ4.0	Δ15.0	20.0
	要介護 4	6.5	2.0	10.8	Δ9.4	14.3
	要介護 5	0.1	2.6	12.5	Δ3.4	12.5
	合 計	3.4	4.6	5.2	Δ8.5	19.1

資料：厚生労働省『平成 20 年度 介護保険事業状況報告（月報）』～『平成 24 年度 介護保険事業状況報告（月報）』より作成。

表 11 被災 3 県における要介護度別の地域密着型（介護予防）  
サービス受給者数の対前年同月比（%）

		平成 20 年 5 月	平成 21 年 5 月	平成 22 年 5 月	平成 23 年 5 月	平成 24 年 5 月
全 国	要支援 1	94.1	34.5	25.9	21.6	17.6
	要支援 2	68.6	32.0	6.3	12.3	18.7
	要介護 1	10.0	10.3	9.0	9.8	9.7
	要介護 2	13.2	9.0	9.6	9.3	10.6
	要介護 3	22.2	11.7	3.4	5.6	9.9
	要介護 4	24.2	17.0	9.3	9.4	13.5
	要介護 5	26.3	24.6	36.7	26.9	17.7
	合 計	18.5	13.0	9.9	10.3	11.8
岩 手 県	要支援 1	100.0	125.0	74.1	12.8	11.3
	要支援 2	31.6	96.0	42.9	△17.1	34.5
	要介護 1	25.0	11.1	16.6	3.9	27.1
	要介護 2	24.2	5.1	14.8	10.1	27.4
	要介護 3	29.1	17.8	6.8	△2.6	24.8
	要介護 4	29.0	34.4	15.6	6.3	21.7
	要介護 5	52.6	36.2	37.3	24.9	19.9
	合 計	28.3	18.1	15.6	5.2	24.8
宮 城 県	要支援 1	66.7	70.0	△11.8	△33.3	120.0
	要支援 2	9.4	11.4	20.5	△4.3	△15.6
	要介護 1	0.0	13.8	14.4	△3.1	22.2
	要介護 2	6.7	6.0	7.6	△6.7	27.2
	要介護 3	19.3	11.9	△1.2	△6.7	22.2
	要介護 4	19.4	6.6	5.2	△0.7	31.3
	要介護 5	8.2	15.5	34.4	4.9	45.9
	合 計	11.2	10.2	7.9	△3.9	27.2
福 島 県	要支援 1	216.7	5.3	60.0	△3.1	51.6
	要支援 2	24.1	27.8	△13.0	27.5	54.9
	要介護 1	14.4	12.2	14.7	4.8	8.2
	要介護 2	6.3	16.7	6.3	△2.7	21.4
	要介護 3	17.3	7.4	3.9	0.0	20.5
	要介護 4	21.5	18.7	12.2	2.1	18.1
	要介護 5	22.9	17.0	36.5	14.5	31.3
	合 計	15.4	13.7	10.9	2.4	20.1

資料：厚生労働省『平成 20 年度 介護保険事業状況報告（月報）』～  
『平成 24 年度 介護保険事業状況報告（月報）』より作成。

表 12 被災 3 県における要介護度別の施設サービス受給者数の  
対前年同月比 (%)

		平成 20 年 5 月	平成 21 年 5 月	平成 22 年 5 月	平成 23 年 5 月	平成 24 年 5 月
全 国	要介護 1	△15.7	△7.2	2.3	15.3	2.6
	要介護 2	1.2	△2.0	△3.8	3.2	2.3
	要介護 3	5.7	2.3	-6.3	△2.9	1.7
	要介護 4	3.1	0.5	0.5	0.7	3.0
	要介護 5	1.4	2.7	3.3	5.0	1.4
	合 計	1.6	0.7	△0.7	2.3	2.1
岩 手 県	要介護 1	△13.2	△11.5	16.7	0.0	10.9
	要介護 2	0.5	△7.3	△2.5	△4.9	11.6
	要介護 3	5.0	1.6	△2.8	△12.1	4.7
	要介護 4	5.2	△1.0	4.8	△8.0	13.3
	要介護 5	△0.4	2.8	4.2	△2.5	2.6
	合 計	1.6	△0.4	2.6	△6.3	7.4
宮 城 県	要介護 1	△10.6	△3.9	5.7	12.1	13.8
	要介護 2	△1.0	△2.0	△2.0	△1.0	14.0
	要介護 3	8.1	12.8	△7.1	△11.1	12.9
	要介護 4	6.8	△2.0	3.1	△6.0	9.0
	要介護 5	0.9	1.0	3.5	△8.6	9.5
	合 計	2.8	1.6	0.2	△6.3	10.9
福 島 県	要介護 1	△14.8	4.0	4.9	12.3	11.8
	要介護 2	△0.8	1.2	0.8	△8.0	12.7
	要介護 3	11.6	2.4	△2.5	△13.1	14.8
	要介護 4	5.1	1.7	4.8	△10.0	11.0
	要介護 5	5.6	6.3	4.4	△9.4	7.6
	合 計	4.5	3.2	2.6	△9.1	10.9

資料：厚生労働省『平成 20 年度 介護保険事業状況報告（月報）』～  
『平成 24 年度 介護保険事業状況報告（月報）』より作成。

この結果を県別に見ると、3つのサービスとも福島県においては重度要介護者の利用が軽度要介護者の利用に比べて相対的に多く減少しており仮説が支持されました。しかし、岩手県と宮城県においては岩手県の居宅（介護予防）サービス受給者以外はすべて仮説とは逆の結果が得られています。サービス別に見ると、施設サービス受給者は 3 県とも仮説通りの結果が得られています。居宅（介護予防）サービス受給者は宮城県、地域密着型（介護予防）サービス受給者は岩手県と宮城県において仮説とは逆の結果が得られています（表 13）。このことからして、重度要介護者（要介護 3～5）の介護サービス利用が軽度要介護者（要支援 1～要介護 2）に比べて相対的に多く減少したとは言えないでしょう。

表 13 被災 3 県における要介護度別のサービス利用の  
減少率の状況

	居宅（介護予防） サービス		地域密着型（介護予防） サービス		施設サービス	
	重度 要介護者	軽度 要介護者	重度 要介護者	軽度 要介護者	重度 要介護者	軽度 要介護者
岩手県	高い	低い	低い	高い	高い	低い
宮城県	低い	高い	低い	高い	高い	低い
福島県	高い	低い	高い	低い	高い	低い

（注）重度要介護者は要介護 3～5、軽度要介護者は要支援 1～要介護 2。  
資料：厚生労働省『平成 20 年度 介護保険事業状況報告（月報）』～  
『平成 24 年度 介護保険事業状況報告（月報）』より作成。

なお、東日本大震災が起きた平成 23 年度の 3 月のサービス利用状況が反映されている平成 23 年度の 5 月の被災 3 県における前月比のサービス別・要介護度別の受給者数の増減率を見ると、上記で得られた結果とほぼ同様の傾向が見られます。つまり、被災 3 県とも居宅（介護予防）サービスと地域密着型（介護予防）サービス受給者は軽度要介護者のサービス利用が相対的に多く減少し、施設サービス受給者は重度要介護者のサービス利用が相対的に多く減少しています（表 14～表 16）。したがって、サービス別・要介護度別の受給者数を月別に見た場合も仮説 - ②は支持されましたが、仮説 3 - ③は必ずしも支持されたとはいえないでしょう。

表 14 平成 23 年度の被災 3 県における要介護度別の  
居宅（介護予防）サービス受給者数の対前月比（%）

		2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
全国	要支援 1	0.1	△1.3	△0.3	△0.8	0.7	0.4	1.0	0.1	0.0	1.4	0.6
	要支援 2	0.7	△0.6	0.2	0.0	0.9	0.9	0.9	△0.1	0.4	1.7	1.0
	要介護 1	0.1	△0.7	0.0	0.2	0.8	0.7	1.1	0.2	0.5	1.3	1.1
	要介護 2	0.3	△0.4	0.2	0.7	1.1	0.9	0.9	△0.3	0.6	1.7	1.2
	要介護 3	△0.2	△0.5	△0.2	0.6	1.0	0.8	0.6	△0.6	0.4	0.9	0.8
	要介護 4	△0.2	△0.4	0.2	0.9	1.3	1.0	0.6	△0.9	0.2	0.6	0.7
	要介護 5	0.2	△0.4	0.1	1.0	1.1	1.0	0.8	△0.6	1.0	1.0	1.5
合計	0.2	△0.6	0.0	0.3	1.0	0.8	0.9	△0.2	0.4	1.3	1.0	
岩手県	要支援 1	△2.6	△0.8	0.4	△11.7	8.9	7.3	0.0	△1.1	△0.2	3.0	0.8
	要支援 2	△2.0	△0.6	△1.6	△12.6	9.2	10.8	△4.2	△0.5	0.2	2.9	1.7
	要介護 1	△2.0	△1.8	0.3	△7.4	7.5	△0.3	0.2	1.7	2.0	1.7	0.7
	要介護 2	△2.8	△0.2	△0.1	△9.7	11.8	△1.0	1.7	0.9	1.7	3.1	0.8
	要介護 3	△4.5	△1.7	△0.3	△9.1	9.4	△0.3	1.7	0.9	2.1	2.1	0.8
	要介護 4	△3.6	△0.3	△0.8	△9.9	12.0	1.0	1.3	0.0	1.7	0.3	1.2
	要介護 5	△3.4	△1.2	△1.2	△9.0	11.1	△1.2	1.2	△1.6	2.2	2.2	1.3
合計	△2.8	△1.0	△0.3	△9.7	9.8	1.8	0.3	0.4	1.4	2.3	1.0	
宮城県	要支援 1	0.8	△2.2	0.0	△32.8	34.4	△2.9	3.5	2.7	3.3	3.0	2.0
	要支援 2	0.3	△0.9	1.2	△34.1	37.4	△2.1	4.2	1.6	3.8	1.8	1.8
	要介護 1	0.0	△1.4	0.5	△16.8	11.3	△0.8	4.1	2.3	3.9	2.2	2.0
	要介護 2	0.0	△1.2	△0.5	△16.6	11.6	△0.7	2.8	2.8	3.2	2.4	0.6
	要介護 3	△0.2	0.6	0.2	△16.7	11.8	△0.4	2.6	1.6	3.1	2.5	1.1
	要介護 4	0.0	△0.9	0.3	△18.5	14.5	△1.6	3.0	0.8	4.0	2.5	△0.4
	要介護 5	0.5	△2.7	△0.7	△17.4	11.9	△1.6	2.0	0.2	3.7	0.5	1.6
合計	0.2	△1.2	0.2	△21.5	17.4	△1.3	3.3	1.9	3.6	2.3	1.3	
福島県	要支援 1	△1.7	△3.0	△2.9	△10.5	2.9	5.3	0.9	1.0	0.8	0.8	1.1
	要支援 2	△2.3	△2.0	△1.5	△13.1	5.8	6.4	0.9	2.7	1.4	1.9	1.6
	要介護 1	△1.4	△2.5	1.1	△6.2	0.5	5.9	2.9	0.9	0.9	0.8	0.7
	要介護 2	△2.4	△1.5	△1.0	△5.6	1.7	4.1	2.9	1.4	1.0	1.4	3.1
	要介護 3	△4.2	△2.7	△1.3	△5.7	6.0	5.3	1.1	0.2	2.2	0.5	1.4
	要介護 4	△4.1	△1.4	△0.9	△5.7	5.6	5.6	0.5	△1.1	0.6	△0.9	1.7
	要介護 5	△4.0	△2.9	△2.0	△6.1	5.4	5.3	1.4	0.0	△1.2	△0.2	3.4
合計	△2.7	△2.2	△1.0	△7.4	3.5	5.4	1.7	0.9	1.0	0.8	1.9	

資料：厚生労働省『平成 23 年度 介護保険事業状況報告（月報）』より作成。

表 15 平成 23 年度の被災 3 県における要介護度別の  
地域密着型（介護予防）サービス受給者数の対前月比（%）

		2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
全国	要支援 1	2.3	0.2	0.6	△1.4	3.4	2.5	2.1	0.3	0.3	0.2	0.7
	要支援 2	1.2	0.4	1.7	△0.6	1.2	2.3	1.0	2.1	1.0	1.0	1.4
	要介護 1	0.8	0.2	0.3	0.4	2.5	1.4	1.0	0.3	0.3	1.3	0.6
	要介護 2	0.8	△0.1	0.5	0.9	1.8	1.6	1.2	△0.1	0.6	1.3	0.9
	要介護 3	0.1	△0.1	0.3	0.9	2.1	1.2	1.1	△0.3	0.7	1.5	1.0
	要介護 4	0.3	0.1	0.2	1.3	2.7	1.7	0.9	0.2	1.1	1.3	1.1
	要介護 5	1.3	0.4	1.1	2.2	2.8	2.3	1.5	0.4	1.8	2.2	1.3
合計	0.6	0.1	0.5	1.0	2.3	1.6	1.1	0.1	0.8	1.4	1.0	

岩手県	要支援 1	4.3	14.6	5.5	△8.6	1.9	1.9	0.0	3.6	△10.5	2.0	0.0
	要支援 2	△13.6	3.5	1.7	△3.3	8.6	9.5	△7.2	12.5	△11.1	39.1	6.7
	要介護 1	△4.2	△1.9	2.9	△7.5	10.3	1.0	1.5	△1.5	0.7	12.2	△3.3
	要介護 2	△3.9	2.5	2.3	△6.5	8.5	1.4	3.0	2.4	△2.1	7.0	1.3
	要介護 3	△6.1	0.0	0.7	△8.1	9.3	△1.8	3.5	0.6	2.1	4.3	0.7
	要介護 4	△1.1	1.1	1.9	△6.0	3.1	2.6	2.3	1.2	△0.4	6.0	0.0
	要介護 5	△5.5	2.5	4.3	△7.8	10.0	△3.0	1.0	1.0	1.4	10.7	△0.9
	合計	△4.4	0.9	2.1	△7.1	8.2	0.4	2.2	1.1	△0.2	8.0	△0.1
宮城県	要支援 1	0.0	0.0	△15.8	△37.5	50.0	△6.7	57.1	△18.2	△11.1	12.5	0.0
	要支援 2	0.0	△18.5	2.3	0.0	△15.6	△13.2	△9.1	6.7	9.4	11.4	0.0
	要介護 1	1.5	△1.4	△1.7	△12.5	8.7	△2.6	3.1	5.0	2.9	3.0	0.5
	要介護 2	0.9	△0.2	△0.7	△10.7	7.2	2.8	1.6	3.0	3.7	2.1	△0.2
	要介護 3	△2.4	△0.9	△0.1	△8.8	3.0	1.5	3.3	2.2	2.1	1.9	2.2
	要介護 4	△0.6	△1.6	△1.7	△12.0	8.5	5.1	0.2	3.5	5.5	2.2	△0.3
	要介護 5	3.1	0.2	1.5	△12.8	4.6	4.9	5.8	3.8	5.9	1.1	2.6
	合計	0.1	△1.1	△0.7	△11.0	6.2	1.8	2.6	3.3	3.7	2.2	0.8
福島県	要支援 1	△19.4	17.2	△2.9	△6.1	3.2	28.1	△7.3	△10.5	△2.9	△6.1	△9.7
	要支援 2	0.0	9.1	△6.7	△8.9	9.8	10.7	3.2	1.6	△3.1	△1.6	12.9
	要介護 1	△0.6	△0.2	△0.8	△4.5	△4.9	5.1	5.7	1.6	1.9	△1.3	0.7
	要介護 2	0.3	△1.5	△0.5	△4.5	△0.4	6.0	4.5	2.3	△0.6	△0.5	0.0
	要介護 3	△2.7	△3.1	2.2	△4.7	3.2	5.9	2.1	2.3	△2.2	2.6	0.4
	要介護 4	0.0	△0.1	1.6	△7.3	△2.4	11.4	△0.4	4.1	△0.3	△1.7	3.1
	要介護 5	△3.4	0.0	1.5	△7.2	0.7	12.0	1.1	4.2	2.5	4.3	2.5
	合計	△1.3	△1.0	0.7	△5.5	△0.3	7.8	2.5	2.7	△0.2	0.5	1.2

資料：厚生労働省『平成 23 年度 介護保険事業状況報告（月報）』より作成。

表 16 平成 23 年度の被災 3 県における要介護度別の  
施設サービス受給者数の対前月比（%）

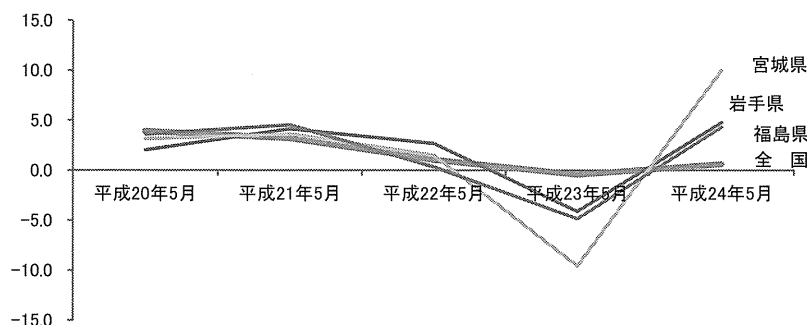
		2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
全国	要介護 1	0.6	0.6	0.3	0.5	0.0	△0.2	△0.3	△0.3	1.1	0.9	0.0
	要介護 2	0.4	0.2	0.3	0.3	0.3	△0.2	0.0	△0.7	0.7	0.8	0.2
	要介護 3	△0.1	0.1	△0.1	0.0	0.3	△0.1	0.2	△0.9	0.4	0.5	0.1
	要介護 4	△0.4	0.0	0.0	0.3	0.6	0.2	0.2	△0.9	0.6	0.7	0.2
	要介護 5	△0.2	0.2	0.2	0.3	0.2	0.2	0.2	△0.9	1.0	0.8	0.5
	合計	△0.1	0.1	0.1	0.2	0.3	0.1	0.1	△0.8	0.7	0.7	0.3
岩手県	要介護 1	△5.8	0.8	△1.6	1.0	3.4	△1.9	△2.9	△4.4	4.9	7.7	△2.1
	要介護 2	△4.2	△0.4	1.0	0.7	5.5	1.7	△2.4	△2.1	2.3	2.6	1.5
	要介護 3	△4.7	0.6	△1.2	△3.3	2.5	△0.8	0.6	△2.5	4.4	3.7	△1.4
	要介護 4	△2.7	0.5	△0.7	△4.2	5.3	1.3	0.3	△0.3	2.6	2.7	0.6
	要介護 5	△2.8	0.7	△1.3	△4.1	4.8	△0.8	0.4	△2.3	2.6	1.7	0.7
	合計	△3.4	0.5	△0.9	△3.3	4.5	0.0	0.0	△1.8	3.0	2.7	0.2
宮城県	要介護 1	1.2	△3.0	0.2	△0.1	0.2	0.0	3.4	3.0	5.1	3.7	0.8
	要介護 2	△0.2	△1.4	0.2	△1.5	0.9	△0.7	1.8	1.6	2.7	3.2	2.5
	要介護 3	0.0	0.8	△0.8	△6.9	2.0	△0.6	4.3	1.8	2.5	3.4	0.9
	要介護 4	0.6	△0.8	△0.7	△5.2	△1.0	△0.9	3.1	0.9	4.0	1.3	1.9
	要介護 5	0.2	△1.5	△0.6	△8.4	△1.1	△1.7	4.7	△0.2	3.3	2.1	1.9
	合計	0.3	△0.9	△0.5	△5.8	△0.1	△1.0	3.7	1.0	3.4	2.4	1.7
福島県	要介護 1	△3.7	△0.1	1.5	△2.4	△1.5	7.3	0.7	△1.8	△1.2	1.3	△3.1
	要介護 2	△1.9	△2.0	0.7	△4.9	△2.3	4.3	2.1	△1.7	2.9	0.2	△1.1
	要介護 3	△1.5	△1.7	△0.8	△3.9	0.4	4.6	0.7	0.3	2.3	0.3	0.6
	要介護 4	△3.8	△3.2	0.2	△6.3	0.0	6.4	△0.2	△1.6	2.3	0.2	△0.2
	要介護 5	△3.4	△1.1	△0.7	△6.0	△0.3	3.7	1.1	△1.8	1.1	1.2	0.6
	合計	△3.0	△1.9	△0.2	△5.3	△0.4	5.0	0.7	△1.3	1.8	0.6	△0.1

資料：厚生労働省『平成 23 年度 介護保険事業状況報告（月報）』より作成。

### 3.2.3. 介護サービス受給者 1 人当たりの費用額

交通アクセスの支障や遮断、介護事業者のサービス提供体制の不備等により、被災 3 県において平成 23 年 3 月の受給者 1 人当たりの介護サービス利用量、つまり受給者 1 人当たりの介護サービス費用額が減少しました（図 7 及び表 17）。年次推移分析に用いたデータは、現物給付（3 月サービス分）と償還給付（4 月支出決定分）の合算である毎年 5 月審査分です。ちなみに、この合計額には介護予防サービスの

費用額は含まれていません。なお、市町村別の介護サービス受給者 1 人当たりの費用額は厚生労働省が公表していないため、集計・分析できませんでした。



資料：厚生労働省『平成 20 年度 介護給付費実態調査（月報）』～『平成 24 年度 介護給付費実態調査（月報）』より作成。

図 7 都道府県別の介護サービス受給者 1 人当たりの費用額の対前年同月比 (%)

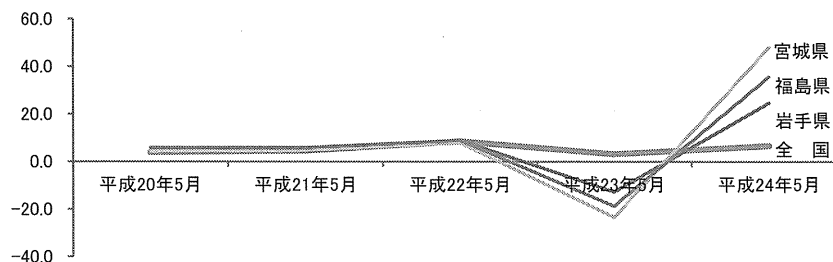
表 17 被災 3 県における介護サービス受給者 1 人当たりの費用額の対前年同月比 (%)

	平成 20 年 5 月	平成 21 年 5 月	平成 22 年 5 月	平成 23 年 5 月	平成 24 年 5 月
全国平均	3.9	3.2	1.0	△0.4	0.6
岩手県	2.0	4.1	2.7	△4.1	4.8
宮城県	3.1	3.6	1.5	△9.6	10.0
福島県	3.6	4.5	0.3	△4.8	4.3

資料：厚生労働省『平成 20 年度介護給付費実態調査（月報）』～『平成 24 年度介護給付費実態調査（月報）』より作成。

### 3.2.4. 介護給付費

介護サービス受給者数及び 1 人当たりの介護サービス利用量の減少により、被災 3 県において平成 23 年 3 月の介護給付費が減少しました（図 8 及び表 18）。年次推移分析に用いたデータは、現物給付（3 月サービス分）と償還給付（4 月支出決定分）の合算である毎年 5 月審査分です。



資料：厚生労働省『平成 20 年度 介護保険事業状況報告（月報）』～『平成 24 年度 介護保険事業状況報告（月報）』より作成。

図 8 都道府県別の介護給付費の対前年同月比 (%)

表 18 被災 3 県における介護給付費の対前年同月比 (%)

	平成 20 年 5 月	平成 21 年 5 月	平成 22 年 5 月	平成 23 年 5 月	平成 24 年 5 月
全国平均	3.9	4.5	8.5	3.2	6.5
岩手県	4.4	5.5	8.9	Δ12.8	24.6
宮城県	4.3	4.9	7.9	Δ23.5	48.0
福島県	5.8	5.9	9.0	Δ18.7	35.6

資料：厚生労働省『平成 20 年度 介護保険事業状況報告（月報）』～  
『平成 24 年度 介護保険事業状況報告（月報）』より作成。

被災 3 県における介護給付費の年次推移を見ると、東日本大震災が起きた平成 23 年 3 月の介護給付費が減少したことが確認できます。岩手県の場合、津波の被害が大きかった沿岸部の宮古市、大船渡市、釜石市、山田町などの介護給付費の減少率が県内の他の市町村に比べて相対的に高くなっています（表 19）。陸前高田市と大槌町の場合、統計の欠落によって増減率を把握できませんが、諸状況から類推すると介護給付費がかなり減っていると考えられます。

表 19 岩手県の主な被災市町村における介護給付費の  
対前年同月比 (%)

	平成 20 年 5 月	平成 21 年 5 月	平成 22 年 5 月	平成 23 年 5 月	平成 24 年 5 月
岩手県平均	4.4	5.5	8.9	Δ12.8	24.6
宮古市	10.0	3.7	22.4	Δ37.7	78.5
大船渡市	3.4	3.6	14.0	Δ66.9	202.5
陸前高田市	5.7	7.1	4.5	—	—
釜石市	Δ1.2	0.7	8.0	Δ35.3	59.1
大槌町	3.3	1.7	7.6	—	—
山田町	5.8	10.9	3.2	Δ92.3	1,067.7

資料：厚生労働省『平成 20 年度 介護保険事業状況報告（月報）』～  
『平成 24 年度 介護保険事業状況報告（月報）』より作成。

同じ状況が宮城県でも確認できます。津波の被害が大きかった沿岸部の石巻市、気仙沼市、名取市、多賀城市、岩沼市、山元町、南三陸町などの介護給付費の減少率が県内の他の市町村に比べて相対的に高くなっています（表 20）。

表 20 宮城県の主な被災市町村における介護給付費の  
対前年同月比 (%)

	平成 20 年 5 月	平成 21 年 5 月	平成 22 年 5 月	平成 23 年 5 月	平成 24 年 5 月
宮城県平均	4.3	4.9	7.9	Δ23.5	48.0
石巻市	5.8	8.6	5.6	Δ55.7	143.5
気仙沼市	5.0	4.4	36.5	Δ56.7	147.4
名取市	1.5	2.5	1.6	Δ38.5	73.2
多賀城市	7.6	4.7	6.8	Δ33.3	76.0
岩沼市	9.8	5.5	9.6	Δ39.2	84.7
山元町	2.0	13.1	8.5	Δ46.0	82.9
女川町	2.4	9.4	7.2	—	—
南三陸町	Δ2.1	9.1	9.8	Δ62.9	201.8

資料：厚生労働省『平成 20 年度 介護保険事業状況報告（月報）』～  
『平成 24 年度 介護保険事業状況報告（月報）』より作成。



同じく、福島県においても東日本大震災の影響が強く現れています。津波の被害が大きかった沿岸部と放射線漏れの問題で全村避難を余儀なくされた相馬市、南相馬市、浪江町、葛尾村、飯館村などの介護給付費が大幅に減少しています。統計が欠落している田村市、広野町、檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町などでも諸状況からして介護給付費が減少していると考えられます（表 21）。

表 21 福島県の主な被災市町村における介護給付費の対前年同月比（％）

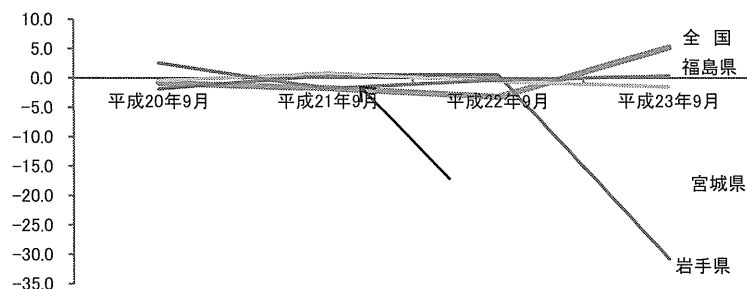
	平成 20 年 5 月	平成 21 年 5 月	平成 22 年 5 月	平成 23 年 5 月	平成 24 年 5 月
福島県平均	5.8	5.9	9.0	△18.7	35.6
相馬市	5.0	3.0	10.2	△32.6	65.6
田村市	6.8	7.3	9.3	—	—
南相馬市	6.5	4.4	7.8	△90.5	1,158.9
広野町	13.0	1.4	8.6	—	—
檜葉町	17.6	△1.6	2.8	—	—
富岡町	23.7	6.3	10.5	—	—
川内村	△11.3	2.4	△3.8	—	—
大熊町	8.4	0.2	15.3	—	—
双葉町	4.5	17.8	8.0	—	—
浪江町	6.8	8.8	10.6	△90.2	1,329.0
葛尾村	△8.6	1.3	17.1	△76.7	686.7
飯館村	10.1	△6.0	10.8	△22.1	95.1

資料：厚生労働省『平成 20 年度 介護保険事業状況報告（月報）』～  
『平成 24 年度 介護保険事業状況報告（月報）』より作成。

なお、介護給付費の増減の状況をサービス別・要介護度別に分析して見ましたが、介護給付費は介護サービス受給者数とほぼ連動しているため、介護サービス受給者数の増減の状況とほぼ同様の結果が得られました。したがって、紙幅の都合もあるので詳細は割愛します。

### 3.2.5. 請求事業所数

介護サービスの供給状況を知るための指標として介護報酬の請求事業所数を取り上げました。分析の結果、平成 23 年 3 月の介護報酬の請求事業所数が含まれている平成 23 年 9 月末日時点の請求事業所が岩手県と宮城県において減少したことが確認されました（図 9 及び表 22）。なお、市町村別の介護報酬の請求事業所数は厚生労働省が公表していないため、集計・分析できませんでした。



資料：『平成 19 年 介護サービス施設・事業所調査』～  
『平成 23 年 介護サービス施設・事業所調査』より作成。

図 9 都道府県別の請求事業所数の対前年同月比（％）

表 22 都道府県別の請求事業所数の対前年同月比 (%)

	平成 20 年 9 月	平成 21 年 9 月	平成 22 年 9 月	平成 23 年 9 月
全国平均	Δ0.8	Δ1.8	Δ3.2	5.2
岩手県	Δ1.8	0.5	0.6	Δ30.8
宮城県	Δ0.4	0.8	Δ0.6	Δ1.5
福島県	2.6	Δ1.8	Δ0.3	0.3

資料：『平成 19 年 介護サービス施設・事業所調査』～  
『平成 23 年 介護サービス施設・事業所調査』より作成。

#### 4. 分析結果の考察

今回の調査分析の結果、以下のようなことが明らかになりました。東日本大震災の被災の程度が他の地域に比べて相対的に大きかった被災 3 県において、介護保険事業の統計作成プロセスにゆがみが生ずるとともに（前掲の表 5 参照）、平成 23 年 3 月（5 月審査分）の介護サービスの利用が大幅に落ちていました（前掲の表 14～表 16 参照）。

しかし、ここで注目しなければならないことは、これは「統計上」の一時的な減少であって、これをもって「実需」が落ちたわけではないということです。紙幅の都合のため詳細は図示しませんが、この傍証として被災 1 か月後（6 月審査分）には、被災 3 県における介護サービス受給者数、介護給付費、介護報酬の請求事業所数等がほぼ震災前の水準に戻っていることや平成 23 年 3 月の被災 3 県における第 1 号被保険者や要介護・要支援認定者等があまり減っていないことがあげられます。

また、介護保険事業統計の種別によっては震災直前の平成 23 年 1 月から 2 月にかけても対前月同比で減少している都道府県が多いです。この期間中の減少は季節的な要因によるものであると考えられます。つまり、冬季の寒さなどによる介護サービスの利用減（自然減）である可能性が高いです。ただ、「都道府県別の受給者 1 人当たりの費用額」の状況を例にとってみると、平成 23 年 1 月から 12 月までの 1 年間において季節に関係なく 1 人当たりの費用額が増減を繰り返しているため、その要因が必ずしも季節的な要因であるとは言いがたいという状況も見られます。すべての都道府県において平成 22 年 12 月（2 月審査分）、平成 23 年 1 月（3 月審査分）、3 月（5 月審査分）、5 月（7 月審査分）、8 月（10 月審査分）、10 月（12 月審査分）の 1 人当たりの費用額が対前月比で減少しています。この要因としては 2 か月に 1 回支給される公的年金が考えられます。紙幅の都合にて要介護認定者、受給者、介護給付費など、その他の介護保険事業統計については触れませんが、このような状況はこれらの介護保険事業統計においても見られます。

さらに、統計上では震災後に介護サービスの利用者が減少しているように見えますが、年次別の時系列分析結果からすると、それは見かけ上の一時的な減少であると言えます。介護サービスの利用実績が現れている被災 3 県における平成 23 年 4 月末または 5 月末時点の介護保険事業統計は、介護保険事業統計の種別と保険者別（市町村別）では若干の時間差はあるものの、その翌年の平成 24 年 4 月末または 5 月末時点にはほぼ原状回復（反動増も見られる）しています（前掲の表 6～表 12 及び表 14～表 21 参照）。つまり、月単位で見れば介護サービスの利用者が減少しているように見えますが、年単位で見れば減少しているとは言えない状況が確認できます。ただ、震災死した要介護者の減少による介護サービスの利用減が考えられるため、東日本大震災が介護保険事業統計にあまり影響を及ぼしていないと結論づける

のは早計過ぎます。

震災による死亡について特別の統計が掲載されている厚生労働省の『平成 23 年人口動態統計(確定数)』によると、震災による死亡数(行方不明者数を含む)は 1 万 8,877 人ですが、その 95%弱の 1 万 7,882 人が被災地である岩手県、宮城県、福島県で亡くなっています(表 23)。これを年齢別に見ると、被災 3 県において 65 歳以上の高齢者が相対的に多く亡くなっていることがわかります。

表 23 震災による死亡の地域別内訳

区分	総数		性別				年齢別			
			男		女		65歳未満		65歳以上	
	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%
全国	18,877	100.0	8,693	46.1	10,184	53.9	7,846	41.4	11,031	58.4
岩手県	5,642	100.0	2,621	46.5	3,021	53.5	2,351	41.7	3,291	58.3
宮城県	10,483	100.0	4,816	45.9	5,667	54.1	4,576	43.7	5,907	56.3
福島県	1,757	100.0	831	47.3	926	52.7	769	43.8	988	56.2
その他の地域	995	100.0	425	42.7	570	57.3	150	64.1	84	36.8

(注)「その他の地域」の年齢別の死亡数は年齢不詳の 761 人を除いた人数。  
資料：厚生労働省『平成 23 年 人口動態統計(確定数)』より作成。

## 5. 介護サービスの需給に影響を及ぼした要因

ここでは、介護サービスの需給に影響を及ぼした要因を探ってみたいと思います。その要因を探るため、今回の調査分析では介護サービス受給の状況をサービス別・要介護度別に検証しました。分析の結果、居宅(介護予防)サービス受給者(地域密着型サービスを含む)が施設サービス受給者に比べて相対的に多く減少したことが明らかになりました。これは、受給者本人または家族の判断によって避難をしたと推察される居宅(介護予防)サービス受給者は施設の職員の判断と指示によって避難したと推察される施設サービス受給者に比べて相対的に交通アクセスの支障や遮断等の影響を受けやすかったためであると考えられます。

また今回の調査分析では、重度要介護者はその身体状況からして避難が遅れて死亡した可能性が高いと考えられることから、「重度要介護者(要介護 3~5)の介護サービス利用が軽度要介護者(要支援 1~要介護 2)に比べて相対的に多く減少した」という仮説を立て、要介護度別の介護サービス受給の状況を検証しました。分析の結果、先述したように、被災 3 県において地域ごとに異なるという結果が得られたため、この仮説は必ずしも支持されたとは言えません。ただし、死亡が介護サービスの需要を減少さ

せた一要因であったということは否めません。厚生労働省の『平成 24 年人口動態統計（確定数）』によると、震災のあった平成 23 年には、全国の死亡率が前年の人口千人当たり 9.5 人から 9.9 人とわずかに上昇しているのに対し、岩手県では 11.9 人から 17.1 人、宮城県では 9.4 人から 14.7 人、福島県では 11.3 人から 13.2 人と上昇しており、同時期の全国の増加を超える増加が見られます。

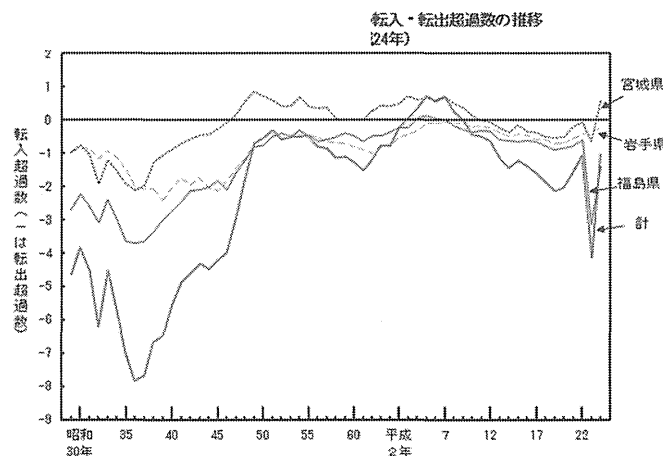
被災 3 県以外の地域への要介護者の転院・転居も介護サービスの需要を減少させた要因のひとつとして考えられます。佃・吉田・増田の調査によると<sup>(16)</sup>、被災 3 県の住民の 17.5%が東日本大震災前後で居住地の異動が生じています。転居率は岩手県 6.9%、宮城県 20.0%、福島県 11.3%となっています。総務省の『住民基本台帳人口移動報告』によると、放射線漏れの被害を受けている福島県は震災後の平成 23 年に 3 万 1,381 人、平成 24 年に 1 万 3,843 人の転出超過が生じており、震災発生前の平成 22 年の 5,752 人の転出超過に比べて大幅な転出超過です（表 24 及び図 10）。転出超過数は平成 23 年、平成 24 年とも全国 1 位です。

表 24 被災 3 県の震災前後の人口移動

(単位：人)

区分	他都道府県からの転入者数			他都道府県への転出者数			転入超過数 (△は転出超過数)		
	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年
岩手県	17,893	18,756	19,306	22,131	22,199	21,691	△4,238	△3,443	△2,385
宮城県	47,358	47,662	53,183	47,914	54,064	47,114	△556	△6,402	6,069
福島県	25,611	21,741	23,346	31,363	53,122	37,189	△5,752	△31,381	△13,843

資料：総務省『住民基本台帳人口移動報告』より作成。



資料：総務省『住民基本台帳人口移動報告（平成 24 年結果）』。

図 10 被災 3 県の人口移動の推移（昭和 29 年～平成 24 年）